消費財包括【短期】

新保険料体系では、非常と信用を総合料率として一本化して計算します。

船前保険料 ＝ 契約上の代金額 × 基準料率（%） aX＋b × てん補調整係数

船後保険料 ＝ 契約上の代金額 × 基準料率（%） aX＋b × てん補調整係数

◇保険金額（お支払いできる保険金の最高額）は、これまでどおり、保険価額×付保率になります。また、てん補範囲についても、現行と同じです。

①基準料率（％）＝aX＋b

a…期間料率（6月あたりの料率）
X…保険料計算期間（6月を1保険期間とする）
b…最低料率（保険責任期間が1日でも経過すればいただく部分）

a（期間料率）・b（最低料率）

＜船前＞

国カテ	a（6月あたり）	b（最低料率）
A	0.005	0.001
B	0.010	0.002
C	0.018	0.002
D	0.026	0.003
E	0.033	0.003
F	0.038	0.004
G	0.050	0.005
H	0.067	0.006

＜船後＞

国カテ	a（6月あたり）	b（最低料率）
A	0.004	0.001
B	0.010	0.003
C	0.020	0.005
D	0.030	0.008
E	0.038	0.010
F	0.046	0.011
G	0.061	0.015
H	0.081	0.020

（注）船前船後とも付保率30%の場合かつ船後は、非常リスクのみ

X（保険期間回数）

1保険料計算期間は6月なので、保険料計算期間6月の場合はX＝1、12月の場合はX＝2、18月の場合はX＝3となる。

＜計算の具体的なイメージ＞

保険料計算期間6月の場合→a＋b
12月の場合→2a＋b、
18月の場合→3a＋b

（※）最低料率をａ＋ｂとし、以降、１保険期間を経過するごとに係数ａを加算していく。

②てん補調整係数

次の場合は、てん補調整係数を基準料率に乗じます。

- 信用危険をカバーしない場合
- 適用付保率が船前付保率（非常・信用）30%、船後付保率（非常）30%以外の場合

【てん補調整係数　算出式】

＜船前＞

ｃ×非常付保率／0.3＋（1－ｃ）×信用付保率／0.3

＜船後＞

ｃ×非常付保率／0.3

(*1) 船前で信用危険をてん補しない場合は、信用付保率を 0 とする。
(*2) 計算結果は、小数点第6位を四捨五入し、第5位までを有効とする。

係数ｃ　船前・船後区分及び国カテのマトリックスに応じて下表の数字を適用する。

国カテ	A	B	C	D	E	F	G	H
係数	0.52	0.74	0.85	0.89	0.91	0.93	0.94	0.96

【参考】上記算出式の計算結果

ｉ）特殊鋼倶楽部及び日本繊維輸出組合の魚網品以外

○船前信用をてん補しない場合→上記ｃの数字と同じ。

（※）非常・信用ともてん補する場合は調整不要。（基準料率がそのまま適用料率となる。）

ii）特殊鋼倶楽部の場合

○非常・信用ともてん補する場合→国カテに関わらず、1.33333。

○信用をてん補しない場合

船前

国カテ	A	B	C	D	E	F	G	H
係数	0.69333	0.98667	1.13333	1.18667	1.21333	1.24000	1.25333	1.28000

船後（国カテに関わらず）　1.33333

iii）日本繊維輸出組合の魚網品の場合

○非常･信用ともてん補する場合→国カテに関わらず、2.0。

○信用をてん補しない場合

船前

国カテ	A	B	C	D	E	F	G	H
係数	1.04	1.48	1.70	1.78	1.82	1.86	1.88	1.92

船後（国カテに関わらず）　2.0

＜保険設計上の留意点＞

○基本的に、現行制度と同様の保険設計を行う。

輸出契約上の実際のＬＳ日やｄｕｅがいつであるかに関わらず、保険契約締結日から一律１２ヶ月（案件によって、１８ヶ月、２４ヶ月、…）後の月末までを保険料計算期間として設計。

※証券上は、船前と船後の保険期間を区分して表示しているが、あくまで便宜的なものであり、保険契約締結日から１２ヶ月（案件によって、１８ヶ月、２４ヶ月、…）以内であれば、ＬＳ日やｄｕｅがいつであってもてん補する。

○現行制度と異なるのは、決済が複数のユーザンスに分かれている場合は、最長のユーザンスで保険設計を行う点。（申込みの「ユーザンス」欄に、最長ユーザンスを入力する。）

例）　決済条件が、「60%…船積後 90 日（ＬＣ）、40%…船積後 180 日（ＬＣ）の場合」

→ユーザンス欄に「180 日」と入力

※ただし、決済が、ＬＣ決済とＬＣ決済以外とに分かれている場合は、決済欄を分けることとなるが、同一の最長期間を記載する。